内閣衆質四六第一一 号

昭和三十九年六月二十六日

内 閣 総理大臣 池 田 勇 人

衆 議 院 議 長 船 田 中 殿

衆議 院議員玉 置一 德君提出河床低下に伴う農業利水 の確保のための 施 設に関する質問に 対

別紙答弁書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員 玉 置 德 君 提 出 河 床 低 下 に 伴 う 農 業 利 水 \mathcal{O} 確 保 0) た 8 \mathcal{O} 施 設 に 関 す る

質

間 に 対 す る 答 弁 書

0

1

7

は

そ

 \mathcal{O}

原

因

لح

被

害

لح

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

因

果

関

係

が

明

確

で

あ

る

限

り、

そ

 \mathcal{O}

復

旧

分

に

0

1

7

は

原

因

者

負

1 河 Ш \mathcal{O} 砂 利 採 取 等 に ょ り 河 床 が 低 下 し、 取 水 12 支 障 をきた L て **,** \ る 取 水 施 設 \mathcal{O} 復 旧 更 新 に

担 に ょ り 実 施 す べ き ŧ \mathcal{O} と考 え る 0 で、 \mathcal{O} ょ う な 場 合 に は 県 及 び 原 因 者と 協 議 \mathcal{O} 上、 原 因 者

負 担 額 を 定 \otimes 更 新 分 に 0 1 7 は 現 行 \mathcal{O} 般 補 助 \mathcal{O} 対 象 と 1 た す 所 存 で あ る。

L か し、 現 実 12 は 原 大 者 が 必 ず L ŧ 確 定 L が た 1 場 合 が 多 < 方 $\sum_{}$ \mathcal{O} ょ う な 河 床 低 下 は

現 在 県 営 規 模 \mathcal{O} 地 域 に 特 12 顕 著 12 4 5 れ るこ と カン 5 三 + 九 年 度 か 5 特 定 地 域 に 0 11 7 試 4

パ に、 セ 玉 ン \mathcal{O} 補 とするととも 助 率 を _- 般 都 に 府 · 補 県 助 営 残 カ に W 0 が *(* \ V 7 排 ŧ 水 都 事 i 府 県 業 \mathcal{O} が 場 合 般 に \mathcal{O} ょ 場 り 一合よ Ł 五 パ 高 率 セ \mathcal{O} ン 負 1 担 高 を するよう指 \Diamond 7 五. + 五

ŋ

]

}

獐 農 家 負 担 0) 軽 減 を 図 ることとし 7 7 る が 今後 \mathcal{O} 方 式 を 制 度 化 すること に 0 7 て は 目

下検討中である。

2 建 設 省 に お け るこ \mathcal{O} ような 泂 Ш \mathcal{O} 対 象 لح L て は、 河 Ш \mathcal{O} 保 全、 利 用 等 河 Ш 管 理 \mathcal{O} <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 場 か 5 河

床 が 著 L < 低 下 L 河 Ш \mathcal{O} 堤 防、 護 岸 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 工 作 物 並 び 12 利 水 施 設 等 に 被 害 を お ょ ぼ す お そ れ

 \mathcal{O} あ る 河 Ш 0 区 域 に 0 1 て は 定 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} ŧ とに土 石 \mathcal{O} 採 取 を 制 限 し、 ま た は 禁 止 L 7 1

る。 ま た、 河 床 \mathcal{O} 低 下 \mathcal{O} 原 因 に 0 7 7 は 明 確 に 判 断 L が た 1 が 河 床 低 下 が 著 L < 河 Ш \mathcal{O} 工

作 物 等 に 被 害 を お ょ ぼ す お そ れ \mathcal{O} あ る 河 Ш に 0 1 て、 治 水、 利 水 上 \mathcal{O} 総 合 的 見 地 か 5 必 要 لح 認

8 5 れ る 場 合 は 河 Ш 改 修 工 事 と L て、 床 止 め 工 事 等 を 施 工 し、 河 床 \mathcal{O} 安 定 を 义 る 方 針 で あ

る。

木 津 Ш に 0 ** \ 7 ŧ, 前 記 0 方 針 12 より 現在土 石 0) 採 取を規制 L て お り、 ま た河 床 0 安定に 0

いて検討を進めている。

農民負担の軽減については、1のとおりである。

河川管理上の河床低下の対象としては、2の方針により処理することとしており、 河川管理

者としては、河川工事に基因する原因者負担以外に農業取水施設に要する費用の一部を負担す

右答弁する。

ることは考えていない。